

第2回 事前復興まちづくり計画策定推進に向けたあり方勉強会

議事概要

【計画の定義と名称、記載内容】

- 事前復興計画と事前復興まちづくり計画の違いを明確に定義づける必要がある。都市の復興、住まいの復興、生活の復興、経済産業の復興を4本柱とし全体の復興としてまとめる「事前復興計画」と、「事前復興まちづくり計画はその中の都市の復興の計画」である、という事をはっきりと示す事が、事前復興まちづくり計画を考える上で重要である。
- 『事前復興まちづくり計画』という名称だと都市計画区域内のみの検討になる可能性がある中で、まちづくりではなく『土地利用の方針』という単語を使うなど、工夫できると良い。
- 「まちづくり」は非常に幅広くとらえられたり、逆に狭義にとらえられたりする非常に難しい言葉である。計画の在り方が明確に見えるように整理いただけると良い。
- 事前復興まちづくり計画に記載する内容の粒度を整理すべきである。
- 自治体の空間的な構造をどうするか議論からスタートし、最終的な事業手法も含めて検討する必要がある。
- 国交省だけでなく他の省庁の事業も示すと良い。

【ガイドラインに記載が必要な都市モデル】

- 中核都市（政令市）、地方都市のほか、平時の都市計画の延長として事前復興まちづくり計画を検討できないような小規模都市のモデルがあると良い。地方都市のモデルは進みつつある。
- 地方のモデルでも揺れが違う等の不確実性が高くなるバリエーションが必要である。また、この勉強会を通じて、大都市圏モデルを議論する必要がある。
- 密集市街地のモデルも検討すべきである。

【計画が対象とする災害の種別や程度】

- 地域防災計画の被害想定は基本的には数量しか出ておらず、空間的な被害分布が明確ではない。たとえば密集市街地の火災被害は延焼棟数などでしか出てこないの、復興のための被害想定を工夫する必要がある。復興を考えるべき災害の種別や程度について明確にする事が重要である。【
- 事前復興まちづくり計画におけるハザード設定の考え方が明確になると良い。たとえば高知市では、L2' 津波（L2 津波に対し防潮堤が機能する（越流による破堤がない）前提）を対象に事前復興まちづくり計画を検討している。

【平時からの連続性・不連続性の整理】

- 都市計画マスタープランの将来都市像がそのまま復興後の目標像として使えるのか、それとも被災後に目標を変える必要があるのか。目標が同じ場合でも、必要な事業手法が変わることもある。計画論としての連続性・不連続性と、事業手法としての連続性・不連続性を見極めるようなガイドラインの出し方が重要である。

【発災後の計画検討・策定の流れ】

- 復興まちづくりの段取りは、全体的な復興をどう展開するかと別枠で考える必要がある。東日本大震災では国の方針、県の方針、復興計画の策定順となっているが、阪神・淡路大震災では、まず復興まちづくり計画のアウトラインを作り、その後、住民参加や被災者の意見を聞きながら事業化に向けての取組みを進めた。計画検討の流れをどう位置付けるか、今回整理してガイドラインに位置付けることが重要である。

【都市計画区域外の自治体における計画策定】

- 都市計画区域がない市町村も事前復興まちづくり計画を策定する必要がある。
- 都市計画区域を持たない自治体では都市計画マスタープランに事前復興まちづくり計画を位置付けるということはできない。都市計画マスタープランを持たない自治体は市町村総合計画のような上位計画と事前復興まちづくり計画をリンクするとよい。

【計画の実効性・継続性の確保】

- 計画策定後も継続的に取り組みを続けることが重要である。
- 継続的な見直しの方法は2点あり、ひとつめは策定した計画をPDCAで見直すことで、デスクワークとしてのPDCAである。もうひとつは、策定したマニュアルを活用した復興訓練の実施である。作成した事前復興計画を確認する機会を提供する仕組みが重要である。
- 継続的な取組こそが事前復興まちづくり計画の取組なのだとすることを、しっかりと肝に銘じたマニュアルやガイドラインにしておくことが重要である。
- 事前復興まちづくり計画策定後に取組を進めていくための支援をどうするのか。計画を作成することに加えて、取組を実行することに対してのインセンティブも必要ではないか。

【準備する復興と実践する復興】

- 計画策定を通じて、地籍調査等のような『事前に実施すべき事項』と、『検討の過程で対応が必要な事項』が明確になることが重要である。
- 事前に準備しておく復興と、実践しておく復興。この二つを整理してメニューとして提示することが重要である。

【事前復興まちづくりにおける住民参加】

- 住民の参加をどの段階で行うかは、事前復興まちづくり計画の検討の目的に関連する。目的に応じた様々なパターンがあってよい。
- 阪神・淡路大震災の事例でいうと、発災直後のスピード感が求められる中で住民を巻き込む余裕はなかった。復興事前準備の取組をしていく中で、発災後の初動期の動きを住民に理解してもらう、住民参加で事前復興まちづくり計画を作ったのだという根拠をつくっておくことが重要である。

【計画検討の体制】

- 防災系と企画系とまちづくり系の連携体制が取れていることが重要である。都市計画マスタープラン以外の目標は企画系、危機管理の観点では防災系、復興は都市計画系、この3つが連携するのは重要な視点である。

- 都市計画部署が関連部署に声をかけてすべてをつなげるのは難しい。また、都市計画課が存在していない自治体も沢山あるので、企画部署とうまく連携するような事を、県からもご指導いただけるとよい。
- 事前復興まちづくり計画を検討することもできない小さな自治体への配慮が必要である。

【都道府県の役割】

- 論点3（計画検討の体制）について、県からの支援がある体制が重要である。
- 和歌山県の事例のように、担当が決まっているのは県と市町村の関係性を考える上で相談しやすい。
- これまでは「都道府県・市町村」と横並びだったが、今後は「都道府県」「市町村」と明確に分けて、それぞれの役割を明確にできると良い。
- 県が計画見直しの機会を与えることも重要である。
- 自主的に広域連携できれば良いが、その対応が難しい市町村もフォローできる支援があれば良い。
- 市街地が連坦しているところは県による広域調整が必要である。

以上